

令和元年第12回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和元年12月3日(火) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所 豊山町役場 研修室1

3 出席者 教育長 北川 昌宏
教育長職務代理者 小出 正文
教育委員 中田 めぐみ
欠席者 教育委員 後藤 明美
教育委員 鈴木 森晶

説明のため出席した職員

事務局長兼生涯学習課長 安藤 憲司
教育参事 海川 覚

書記 事務局長兼生涯学習課長 安藤 憲司

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認
日程第2 教育長の報告
日程第3 付議案件
協議第1号 新給食センターの管理運営について
報告第1号 令和元年度豊山町教育支援委員会の支援結果について
報告第2号 小中学校冬休みの指導計画について
報告第3号 令和2年豊山町成人式の実施について
報告第4号 令和元年度家庭教育講演会の実施について
報告第5号 令和元年度第1回豊山町史編さん委員会開催結果について
報告第6号 豊山町学習等供用施設の指定管理者の指定について
報告第7号 豊山町プールの指定管理者の指定について
日程第4 その他

6 議事内容 開会の宣告(午前10時15分)

教育長： ただいまから、令和元年第12回豊山町教育委員会定例会を開会します。

日程第1 前回会議録の承認

議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和元年

11月8日に開催いたしました令和元年第11回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

第11回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后に委員の皆様のご署名をお願いします。

日程第2 教育長の報告

教育長： それでは私からこの間の諸般の報告をさせていただきます。

早いもので12月になりました。最近の教育行政に関わる報道の中で「教育の機会均等」という言葉を盛んに聞くことが多くなりました。私自身が離島の中学校出身であり、高等学校へ進学したときに義務教育段階での「教育の機会均等」について肌で感じた経験があるだけに、この言葉に敏感に反応するという個人的主観もあるとは思いますが、

最近の最も顕著な例が大学入学共通テストの英語民間試験の導入に関する議論です。論点を単純に言えば、民間試験によって受験生に公平な機会が確保されているかということかと思えます。経済的・地域的な差により受験ができるかできないかという入口の段階から機会均等ではないのではというのが率直な感想ではあります。教育基本法では、人種、信条、性別などによって教育上差別してはいけないことや、経済的理由による就学困難者への支援措置を定めていますが、平成18年の改正では障害のある者に対する支援について新たに規定されました。平成29年には不登校児童生徒への支援を主な目的とした教育の機会確保法が施行されています。「教育の機会均等」という言葉の中身自体が多様化し、よりデリケートなものになってきているのではないかと思います。

かつては画一的といわれながらも全国津々浦々で推進された教育方法や教育内容が、個性重視の教育や教育に対する多様性の観点を導入する潮流の中で、公教育の使命である「機会均等の確保」との整合性に課題が生じてきたのが昨今の状況ではないかと思います。大変重く難しい課題ですが、時代に流されることなく、こうした課題にきめ細かく対応し丁寧に解きほぐしていく努力が一層求められていると思えます。

次に、事務局長からこの間の事業報告をお願いいたします。

事務局長： それでは、この間の事業報告を行います。

11月9日(土)～11月10日(日)に、社会教育センターにて

文化展と芸能発表会がありました。

11月18日(月)には、第1回町史編さん委員会を開催いたしました。

11月22日(金)には、豊山町教育支援委員会を開催いたしました。

11月23日(土)には、社会教育センターにて小学校ブラスバンド部楽器贈呈式並びに3校合同演奏会を開催しました。

11月25日(月)には民謡民舞全国大会出場者の表敬訪問を受けました。ふれあいひろばの講師でもある岡島千代子さんが12月12日(木)～12月15日(日)に東京都品川区で開催される民謡民舞全国大会に出場されます。

11月28日(木)には、新栄小学校にて名古屋フィルハーモニー音楽鑑賞会を行いました。

同じく11月28日(木)に、志水小学校にて町まちおこしの会の主催でどじょう寿司を味わう会を開催いたしました。

同じく11月28日(木)に、愛知駅伝出場チームが町長への表敬訪問を行いました。

12月1日(日)豊山グラウンドにて、中日ドラゴンズの現役選手とOB選手を講師としてお招きし、少年野球教室を開催いたしました。

12月2日(月)～12月13日(金)令和元年第4回議会定例会が行われております。

以上でございます。

日程第3 付議案件

教 育 長： それでは、付議案件に入ります。

「協議第1号 新給食センターの管理運営について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一 協議第1号

教 育 長： 協議第1号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

小出委員： 民間委託の基本的な考え方が示されているが、他市町村の事例や民間委託にする具体的なメリット、コスト面の妥当性など説得力のある説明がもう少しあるとよいと思いました。

教 育 長： 今回、新給食センター管理運営の在り方について、いろいろ議論をしてきました。国際的な衛生管理基準のHCCAPの導入や、アレルギーへの対応のための専用調理室の設置、食育としての機能設備など

をコンセプトに給食センターの建設を進めてきました。現在給食センターの調理員は正規職員2名、非常勤職員10名の計12名ですが、近隣市町村で給食業務委託を受けている事業者に話を聞いた中では、現在の人数では新給食センターの業務は対応できない、倍以上近くの人員が必要だと言われております。現在、町採用の調理員が10名ですが、9月から新給食センターを稼働させるために、専門的知識や豊富な経験・技術を持った調理員を今の倍の人数で一気に確保できるのだろうかということが一番の問題であります。現在いる調理員と経験豊富な民間委託事業者からの新たな調理員とで運営していくことが子どもたちにとって安全で、円滑に移行する最善の方法ではないかと考えています。

また、配膳業務は直営のままです。業務の性格上、委託したらどうかという議論もありますが、民間事業者側としては、学校の配膳方法により民間事業者の委託範囲が不明確になる、学校としては校長の指揮命令下で長年のやり方があるため今のままが望ましいということから直営方式を提案しております。

職務代理者： 近隣の業務委託をしている市町村でも配膳業務は直営のほうが多いのですか。

教 育 長： 私が承知している範囲では、配膳業務を委託している市町村もありますが、先ほど述べたように学校と委託事業者との業務範囲が不明確になることと、委託した場合はコストが増えることから直営方式で提案いたします。

また、現在勤めている非常勤職員の身分が町から民間事業者へ移行するので、賃金や勤務時間、処遇等を確保するため、勤務条件について業者選定のために行うプロポーザルの時の条件としたいと思います。

職務代理者： 業務を受けてもらえる事業者はいくつかありますか。

教 育 長： 現に実績のある事業者も含め複数あると考えております。

中田委員： 子どもたちの配膳は家庭での手伝いの延長になり、食育の観点からも続いていくといいと思います。

教 育 長： その他いかがでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、報告に入ります。「報告第1号 令和元年度豊山町教育支援委員会の支援結果について」、事務局から説明をお願いします。

- 教育参事： —説明— 報告第1号
報告第1号について、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 職務代理者： 最終的な就学先の決定については、保護者と相談し、保護者が同意するということですか。
- 教育参事： 最終的に保護者の意見が尊重されると考えております。
- 職務代理者： 今年度中に通常学級から特別支援学級に移ったり、反対に特別支援学級から通常学級へ移った事例はありますか。
- 教育参事： 今年度に限ってはありますが、これまでそういった事例もありますので、年度途中に変更することは可能です。
- 中田委員： 保護者が子どもを特別支援学級へ入れること抵抗感を持っている場合もあるかと思いますが、保護者への説明どのように行うのでしょうか。
- 教育参事： その子にとって最も有益な方法を選んでいこうという話になります。例えば、通常学級は人との関わりは多くなることもあるかもしれませんが、子どもによっては意思疎通が苦手な場合もあるので、特別支援学級だと在籍が少人数なので手厚く指導できることなどを丁寧に説明し粘り強く向き合い、最終的には保護者のみなさんに選択していただくこととなります。昔と比べ、特別支援学級に対するハードルもだんだん低くなってきており、世の中の見方も特別支援学級への入級が決して特別ではないという考え方へ変わってきていると思います。
- 職務代理者： 保護者ではなく子どもが「特別支援学級へ行くなら学校へは行きたくない」といったことはあるのでしょうか。
- 教育参事： さまざまな事例があるので一概には言えませんが、どちらかという子どもよりも保護者の方がそういった考えをお持ちになることもあります。
- 教育長： その他いかがでしょうか。
(発言なし)
ないようですので、「報告第2号 小中学校冬休みの指導計画について」、事務局から説明をお願いします。
- 教育参事： —説明— 報告第2号
- 教育長： 報告第2号について、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 中田委員： 豊山中学校の資料の中でSNS使用についてと記載がありますが、学校でも児童が自分の踊った動画を投稿したことから、子ども同士でトラブルがあったと聞いています。危険を伴うこともあるのでSNS

の使用について小中学校で指導を徹底していただくだけでなく、保護者へも周知していただけたらと思います。

教育参事： 愛知県からの文書で生徒指導の手引きが発出されており、学校へも指導について周知しているところではありますが、SNSのトラブルが世間でも多く見受けられますので、今後も周知徹底を図りたいと思います。

教育長： 特に長期休業中になると子どもの行動に対し学校の目が届きにくくなるため、家庭の果たす役割はとて大きくなります。携帯電話やスマートフォンの正しい使い方の指導は学校ですべきという意見もありますが、学校の指導だけでは限界がありますので、家庭や地域全体で取り組むためにも保護者への周知は大きな意味があると思います。

その他いかがでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、「報告第3号 令和2年豊山町成人式の実施について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一 報告第3号

教育長： 報告第3号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

職務代理者： 来賓の挨拶や新成人の代表者の挨拶など、定番の成人式もよいとは思いますが、もっと集まった新成人が式に参加したという実感を味わうことができるような式になると良いと思います。今後改善していく予定はございますか。

事務局長： この件に関しましてはいろいろな意見があり、厳粛だからよいという意見もある一方で、参加型で企画から新成人に任せて、自分たちで成人式を作り上げていく形式はどうかという意見もあり、実際に実行委員会形式で新成人が企画に参加している自治体もあります。

今後、これまでの定番の形式から劇的に変えていくものなのか、今の時代に合った企画を少しずつ取り入れていきながら、最終的には新成人に任せていくようなこともあるかと思います。少しずつ変えていきたいという考えは持っています。

教育長： 実行委員会形式で新成人に任せたらどうかという意見もあります。かつて成人式が荒れた時代を経て今の厳粛な形式になったという経緯もあると聞いております。今後一つ契機になるのは、3年後の18歳へ成人年齢が引き下げられる際の「二十歳のつどい」が見直しのきっかけになればよいと思います。また、閉式後、ホワイエやロビーを

活用しテーブルや椅子を設置して、新成人が談笑できるようにすることも今後に向けて考えております。

事務局長：今年度は、開式前に卒業アルバムの写真やかつての恩師からのメッセージをスライドショーで上映し、昔の思い出話に花が咲けば、という思いから昨年度から少し式の内容を変更しました。

教育長：スライドショーは式が始まる前にホールで上映するのですか。

事務局長：その通りです。これまでホワイエで会話が弾み、開式まで新成人の方がなかなか着席されないこともありましたので、開式前にホールで上映し、座って落ち着いて話をしていただければよいと思います。

教育長：座席は決まっていたでしょうか。

事務局長：男女交互の指定席となっており、友達同士で自由に座れるような配席にはしておりません。

教育長：かつての成人式が荒れた時代の配慮のひとつかもしれませんね。

事務局長：そういった考えもあるかとは思いますが、豊山町は1つの中学校しかなく顔見知りでない人はいないと思いますし、普段交流のない同級生ともこの機会を利用し、コミュニケーションを取っていただければ幸いに思います。

教育長：その他いかがでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、「報告第4号 令和元年度家庭教育講演会の実施について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長：一説明一 報告第4号

教育長：報告第4号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長：お招きする講師の大嶋啓介さんはどのような方ですか。

事務局長：居酒屋の代表取締役で、会社で取り組んでいる朝礼を公開し、全国の企業の方が見学に来ることがきっかけで有名になった方でございます。教育に関することや企業の経営に関する事など年間300件ほど講演をされているとのこと。

職務代理者：このような講演会について、内容を事前に把握され、どういう方に一番聞いていただきたいかとターゲットを見極めて案内をされるといいと思います。

教育長：応募はどれくらい来ているのでしょうか。

事務局長：今現在の応募状況は把握しておりません。募集人数が60名程度なので、各学校から参加者を募る形になります。

教育長：学校で動員をしなくても参加者が集まるように、職務代理者からの

提案に配慮して進めてください。

中田委員： 職務代理者のように、聞いていただきたい方に案内が伝わるようにしたほうがいいなと私も思いました。

教育長： その他いかがでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、「報告第5号 令和元年度第1回豊山町史編さん委員会開催結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一 報告第5号

教育長： 報告第5号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長： 主観的な問題もありますが、読みやすさということで、今回のコンセプトとしては中学生くらいの年齢でも読めるようにしないとけないと各委員と共通の理解をしておりまして、タイトルについて町誌という漢字表記に「史」ではなく「誌」を使用し、読み物として作成しようという方針です。

職務代理者： みなさんが気軽に見られるものになるとよいですね。

教育長： 節目ごとにこちらの定例会で報告させていただきます。

(発言なし)

ないようですので、「報告第6号 豊山町学習等供用施設の指定管理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一 報告第6号

教育長： 報告第6号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長： 指定管理者の指定は町議会に諮ることになっていますので、昨日議案として上程し可決されております。

職務代理者： 指定期間が5年というのは長いような印象を受けますが、いかがでしょうか。

事務局長： 学習等供用施設は平成19年度から指定管理制度を導入しております。立ち上がりの平成19年度からの1期目は試験的な部分もございましたので、3年間の指定管理期間としましたが、1期目の3年間の様子を見て、安定した指定管理の状況がわかったため、2期目以降は指定期間を5年としております。

教育長： 地方自治体に導入されたかつての業務委託とは異なり、同じ経費でどれだけの行政サービスができるか官民競争という原理原則を設けて平成18年度に地方自治法が改正されてできた制度ですけれども、試行錯誤の中で、県下の施設の指定管理の年数は5年前後が多いようです。というのもそもそも公の施設ですので、安定的な管理を求める

ということで、このように設定されているのだと思います。最近では課題も生じてきており、行政サービスの向上ということで、民間活力の導入を進めてきた一方で、行政側が経費削減のツールとして指定管理者制度を使い始め、見直しをしていかなければならないところも出てきました。例えば、人件費削減のためにアルバイトに任せてしまったりということも責任体制に課題があると考えます。

他にはよろしいでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、「報告第7号 豊山町プールの指定管理者の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一 報告第7号

教育長： 報告第7号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(発言なし)

ないようですので、以上で付議案件を終わります。

日程第4 その他

次に、その他の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

事務局長： 一連絡事項一

次回定例会の日程

教育長： その他、委員の皆様からご発言はありませんか。

(発言なし)

閉会の宣告（午前11時45分）

ご発言もないようですので、これをもちまして令和元年第12回豊山町教育委員会定例会を閉会します。